

分類例規（第2編）改正（案）

新	旧
<p>84.26 項、84.29 項又は 87.01 項 1. 中古機械等</p> <p style="padding-left: 20px;">輸出統計品目表第 84.26 項、第 84.29 項又は第 87.01 項の細分において「中古のもの」とは、次の機械又はトラクターをいう。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出されたもの</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 国内において上記(1)の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、（社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械又はトラクターについては、新車として取り扱う。</p>	<p>（新規）</p>